

〈指定研究〉

「ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化」

ヨーロッパ私法の展開とフランス債務法の改正

馬 場 圭 太

1. はじめに

本稿は、最近のヨーロッパ私法¹⁾の展開とフランス債務法改正の動向を概観し、それらの相互作用の有り様を示そうとするものである。

欧州連合²⁾は、ヨーロッパ私法統一への強い意欲をもち、これまで様々な手立てを講じてきた。もっとも、欧州連合には、各加盟国の私法を平準化する権限が明確に与えられているわけではない。そのため、欧州連合は、私法の平準化とは別に、法律上権限が付与されている消費者法の平準化を推進することを通じて、間接的にしかし実質的に、各国私法に影響を及ぼす道をとってきた。この意味で、ヨーロッパにおける私法統一と消費者法の平準化は、表裏一体の関係にあるといえよう。

以上の見立ての下、まず、EU 消費者法の展開とフランスにおける EU 指令の国内法化の状況を確認し (2)、そののちに、ヨーロッパ私法統一の試みがフランス債務法改正に及ぼしてきた作用とその反作用について検討する (3)。

2. 消費者法

(1) EU 消費者法の展開

欧州連合による消費者政策の推進は、1970年代に遡る。共同体 (当時) の権限は、単一欧州議定書18条による欧州経済共同体設立条約 (TEEC) 100a 条の創設によって明確に根拠づけられ、欧州共同体設立条約 (TEC) 95条を経て、現行の

欧州連合運営条約 (TFEU) 114条へと受け継がれている³⁾。同条約114条1項によれば、欧州議会および理事会は、通常立法手続に従い、域内市場の確立および機能を目的として、加盟国の法律、命令、行政規則により定められる規定の接近のための措置をとることができ、それらのなかには、消費者保護に関する措置が含まれるとされる。

欧州連合は、この権限に基づき、幅広い分野にわたって消費者保護に関する指令を採択してきた。重要な指令として、1984年誤認惹起広告指令 (84/450/EEC)、1985年製造物責任指令 (85/374/EEC)、1985年訪問販売指令 (85/577/EEC)、1990年パック旅行指令 (90/314/EEC)、1993年不当条項指令 (93/13/EEC)、1994年不動産タイムシェアリング指令 (94/47/EC)、1997年通信取引指令 (97/7/EC)、1998年差止指令 (98/27/EC)、1999年消費物品売買指令 (99/44/EC)、2000年電子商取引指令 (2000/31/EC)、2002年通信金融サービス取引指令 (2002/65/EC)、2005年不公正取引方法指令 (2005/29/EC)、2008年消費者信用指令 (2008/48/EC)、2011年消費者権利指令 (2011/83/EU) を挙げることができる。

欧州連合が推進してきた消費者法の平準化は着実に成果を収めてきたが、その一方で、内包する問題点が次第に顕在化するようになった。とりわけ、以下の2点が指摘されている。

第1に、消費者政策推進において欧州連合が採用してきた領域特定型の個別的アプローチによって、多数の個別規制が継ぎ接ぎの状態となり、各

規制の内容に不整合や部分的重複が生じているという指摘、第2に、指令の国内法化について下限平準化（minimum harmonisation）が採用されてきたために、各国法の保護レベルに無視しがたい差異⁴⁾が生じているという指摘である。

これらの批判を受けて、欧州連合は、消費者政策を推進するアプローチの根本的な方向転換を試みている⁵⁾。第1に、前者への対応として、個別のアプローチから包括的アプローチへ移行しようとしている。その代表例として、2005年の不公正取引方法指令が挙げられる。同指令は、誤認惹起広告指令を受け継ぐものであるが、「広告 advertising」の概念を廃し、その上位に位置する、より包括的な「取引方法 commercial practice」の概念を採用した。これにより、同指令は、広告規制の枠を越えて、広告勧誘規制の包括的・統一のアプローチを採用したとされる。さらに、この包括的アプローチをより明確な形で打ち出したのが、消費者権利指令提案⁶⁾である。第2に、後者への対応として、下限平準化から完全平準化（maximum harmonisation）⁷⁾へと舵を切った。消費者保護の領域における完全平準化アプローチ導入の端緒は、製造物責任法に関する欧州司法裁判所の判決⁸⁾にあるとされるが、これを正式に採用した指令は、前述の不公正取引方法指令である。同指令以降に採択された2008年消費者信用指令（2008/48/EC）や2011年消費者権利指令（2011/83/EU）⁹⁾においても同様に完全平準化アプローチが採用されている。2007年に欧州委員会が公表した「消費者保護に関する既存ルールの改訂に関する緑書」¹⁰⁾のなかでも、下限平準化の問題性が指摘され、完全平準化の検討の必要性が強調されている¹¹⁾。しかし、完全平準化アプローチに対しては、高水準の消費者保護をすでに実現している国では保護水準の低下を招きかねないことから、学説¹²⁾や消費者団体からの批判が強く、欧州連合の思惑通りに事態は進展していない。

(2) 指令の国内法化

①加盟国に与えられた裁量

各加盟国は、定められた期限までに指令を国内法化することが義務づけられており、フランスに

おいても、前述の消費者保護に関する指令は、すべて国内法化されている¹³⁾。

下限平準化アプローチのもとでは、元来、加盟国が、指令の消費者保護水準を上回る措置を講ずることが認められていた。フランスでも、かつては、国内法による保護水準が指令の保護水準を上回るとして、具体的な国内法化措置を講ずる必要はないとされたケースがあった¹⁴⁾。さらに、指令を国内法化する際に、指令の保護水準を上回る規定が置かれることもあった¹⁵⁾。しかし、指令国内法化における加盟国の裁量を限定的に解した2002年の欧州司法裁判所判決¹⁶⁾以降は、指令の規定から離れた国内法化措置を講ずることが難しくなり、指令をそのまま置き換える傾向が強まった。

②指令と民法典

消費者保護に関する指令は、事業者・消費者間の関係を規律するものであり、本来、加盟国の民事ルールに直接的な影響を及ぼすものではない。にもかかわらず、消費物品売買指令を国内法化する際に、指令と民法典との関係をどのように考えるべきかについて大きな論争が巻き起こった。というのも、消費物品売買指令は、事業者・消費者間の関係に適用範囲が限定されていたものの、実質的には加盟国における瑕疵担保責任制度の刷新を目指すものであり、民法典の瑕疵担保制度の存廃と切り離して論ずることができなかったからである。この問題に対する対応は、ドイツとフランスでは大きく異なっている。ドイツでは、2001年に債務法を全面改正し、それに合わせて消費物品売買指令の国内法化規定が民法典の内部に置かれることになった¹⁷⁾。他方、フランスでは、民法典の改正を最小限にとどめ、指令の国内法化措置を消費法典に限定した。同指令を国内法化するために司法省が設置したワーキンググループは、消費法典の規定だけでなく、民法典の瑕疵担保に関する規定も同時に改正する案（いわゆるヴィネー草案）を取りまとめた。しかし、この草案に対して強い批判が寄せられ、結局、消費法典の規定のみを改正する最小限の国内法化措置を講ずるにとどまった¹⁸⁾。この論争が、後述する2001年の欧州委員会報告書¹⁹⁾を契機として生じたヨーロッパ契約法に関する論争とほぼ同時期に展開したことは、

注記に値しよう。これら2つの論争の連関を考慮すれば、フランスが、消費物品売買指令の国内法化への対応を通じて、債務法のヨーロッパ化を拒絶する意思を示したと見ることもできるからである。もっとも、この選択は、熟議を尽くした末に到達した全会一致の結論ではなかった。フランスでは、これらの論争をきっかけに立場の違いを越えて債務法を改革する必要性が強く意識されるようになり、その後、改正へ向けた動きが活発化することになる。

3. 債 務 法

(1) ヨーロッパ私法の統一

ヨーロッパ私法の統一へ向けた試みは長い歴史を有するが²⁰⁾、以下では、現状に直接結びつく最近の動向に限ってとりあげることにする²¹⁾。

①研究グループによる作業

試みの先鞭かつ画期的な業績として位置づけられるのが、ヨーロッパ契約法委員会（ランドー委員会とも呼ばれる）によるヨーロッパ契約法原則（Principles of European Contract Law, PECL）²²⁾である。ヨーロッパ各国の学者により構成された同委員会は、1980年代初頭にヨーロッパ契約法原則の検討を開始し、1995年に第1部、1999年に第1部改訂版および第2部、2003年に第3部を公表した。ヨーロッパ契約法原則は、加盟国の比較法の成果であるが、さらに国際物品売買条約（CISG）、アメリカ統一商事法典（UCC）、国際商事契約原則（PICC）なども比較の対象とされている。

ヨーロッパ契約法原則は、契約法の基本原則のみを対象とするものであったが、その後、1998年にヨーロッパ財産法原則（Principles of European Patrimonial Law）の策定を目指すヨーロッパ民法典スタディ・グループ（Study Group on a European Civil Code）が立ち上げられ、ヨーロッパ契約法原則の改訂は、このグループの作業の一部として引き継がれることとなった。ヨーロッパ民法典の編纂へ向けた作業は、右グループのほかにも複数のグループが存在し、検討の対象も、契約法や不法行為法のみならず、物権法や家族法にまで及んだ。これらのグループは、当初は学者に

よる私的活動としてスタートした。しかし、その一部は、次第にその性格を変え、欧州連合による私法統一の動きと密接に連動するようになる。そして、ヨーロッパ契約法原則は、欧州連合におけるヨーロッパ契約法の平準化へ向けた作業の中に組み込まれることとなる。

②欧州連合のイニシアティブ

欧州連合は、契約法の統一に向けて具体的にどのような行動をとってきたか。欧州議会は、1989年以降、ヨーロッパ統一民法典の策定を勧告する決議を繰り返し採択してきた²³⁾。理事会もまた、1999年の決議において、加盟国間における民事法の平準化に向けて積極的である意向を表明した²⁴⁾。欧州委員会は、契約法の統一に対して消極的な姿勢をとってきたとされるが、2001年にヨーロッパ契約法に関する報告書²⁵⁾を公表し、幅広い層に対する意見公募を実施するに至った。この報告書は、私法の統一に向けた将来的対応として4つの選択肢を提示し、その一つとして「ヨーロッパレベルで統一された新たなルールの採択」に言及した。委員会は、この最後の選択肢を支持していたとされる。

この報告書は、とりわけフランスにおいて、非常に重く受け止められた²⁶⁾。それまで、フランスの大学関係者は、ヨーロッパ私法の統一に対してほとんど無関心に等しい反応を示してきたが、2001年報告書をきっかけに激しい議論が展開された²⁷⁾。フランスをはじめとする強力な反対に押されて、欧州委員会は、2003年の報告書²⁸⁾において、表面上は、拘束力を有する契約法典（Code obligatoire）の策定を選択肢から外し、これに代えて共通参照枠（Common Frame of Reference）の策定および選択的ルール（optional instrument）の策定を提案した。

共通参照枠は、欧州連合および加盟国の立法者がそれを参照することで、より質の高い、一貫性あるEU法を策定することを目的とするものであって、前述したような拘束力を有する法典ではなく、①契約法の共通基本原則、②基本法律用語、③契約当事者の属性（事業者か消費者か）によって異なるモデル・ルールを納める3つの引き出しをもつ「道具箱」であるとされた。

欧州委員会は、共通参照枠を策定するために、第6次研究フレームワーク・プログラム（FP6）の下で、ヨーロッパ私法に関するジョイント・ネットワーク（Joint Network on European Private Law: CoPECL Network of Excellence）を立ち上げた。大学関係者からなるこの研究ネットワークは、8つのグループから構成され、そのうちの3つ、すなわち①ヨーロッパ民法典スタディ・グループ、②EC私法研究グループ（アキ・グループ）、そして③保険グループが法文の策定を分担した。その成果として、2008年に共通参照枠草案（Draft of Common Frame of Reference, DCFR）の概要版²⁹⁾が、2009年にその完全版³⁰⁾とヨーロッパ保険法原則（Principles of European Insurance Contract Law, PEICL）³¹⁾が公表された。残る5つのグループは、主として批判的検討を行う役割を担い、フランスの非営利研究団体であるアンリ・カピタン協会および比較法協会により構成されるグループが、ヨーロッパ契約法原則の評価とヨーロッパ契約法の定義および基本原則に関する作業を担当した³²⁾。

このような尽力にもかかわらず、共通参照枠は、ヨーロッパ契約法の実現へ向けた足がかりとなることができなかった。共通参照枠は、反対論に対応するためにその適用範囲が狭められ、研究者からの厳しい批判にさらされ³³⁾、さらにその他の事情も重なった結果、勢いを失ったとされる³⁴⁾。

一方、選択的ルールについては、しばらくのあいだ目立った進展は見られなかったが、2010年、欧州委員会が、ヨーロッパ契約法の創設へ向けた方針選択に関する緑書³⁵⁾を公表し、そこで選択的ルールについて言及した。そして翌2011年、ヨーロッパ共通売買法（CESL）規則提案³⁶⁾が公表された。この規則提案は、各加盟国において契約当事者が準拠法として選択することができる、各国法に代替する「もう一つの契約制度」として構想されたものである。共通売買法は、共通参照枠に代えて欧州連合が最も注力している案と言われていたが、現在は、動きが止まっているとされる³⁷⁾。

（2）フランス債務法改正

フランスでは、家族法や相続・恵与法について

は制度改正が頻繁に行われてきたのに対して、財産法については長いあいだ大規模な改正が行われていなかった。しかし、2000年代に入ると、財産法の領域において抜本的な改正が検討、実施されるようになる。2006年に担保法の改正³⁸⁾、2007年に信託制度³⁹⁾の導入、2008年には時効法の改正⁴⁰⁾が行われた。また、検討段階にとどまるが、2008年には物権法改正提案が公表されている⁴¹⁾。

債務法については、複数の改正案が公表されている⁴²⁾。研究者グループによって策定された案として、カタラ草案とテレ提案が存在する。

カタラ草案⁴³⁾は、ヨーロッパ契約法の統一へ向けた動きの影響を受けて、2003年に立ち上げられた委員会（委員長：ピエール・カタラ教授）⁴⁴⁾による案であり、2005年に司法大臣に提出され、ウェブサイト上で一般に公開された⁴⁵⁾。

テレ提案は、2006年3月に司法大臣の依頼を受けたフランソワ・テレ教授が委員会を主宰し、起草したものである⁴⁶⁾。テレ提案は、3つ領域に分けて段階的に起草された。同委員会がはじめに検討に着手したのは契約法であった。取りまとめられた契約法改正提案⁴⁷⁾は、2008年11月、司法大臣に提出された。つぎに、司法省は民事責任の検討を同委員会に依頼した。2009年3月から2010年11月にかけて検討が行われ、同年末、民事責任法改正提案⁴⁸⁾が司法大臣に提出されている。最後に同委員会が取り組んだのは、準契約・債務総則・債務証拠の改正提案⁴⁹⁾である。2011年2月から2012年9月にかけて検討作業が行われ、2013年1月、同提案は司法大臣に提出された。

研究者グループによるこれらの改正案とは別に、司法省も債務法改正案の起草を進めていた⁵⁰⁾。司法省は、意見聴取のため、2008年7月に学者や法曹等の関係者に限定して、契約法改正のみを対象とする第1次案を配布した。これに対し多くの反応が寄せられ、2009年5月に第2次案が取りまとめられている。ただし、司法省草案は、第1次案、第2次案ともに正式には公表されていない⁵¹⁾。さらに、司法省は、2011年5月に「債務総則・準契約改正案」⁵²⁾を同省のウェブサイト上で公表し、意見公募を行った。同省は、この改正案を契約法改正案に組み込むべきものと位置づけていた⁵³⁾。

債務法改正へ向けた動きは、一時期停滞し、実現の見通しは必ずしも明るくなかったが⁵⁴⁾、2013年11月、改正へ向けた大きな一歩を踏み出す政府提出法案⁵⁵⁾が国会の審議に掛けられた。この法案は、幅広い分野にわたる規定を含む包括的な法案であったが、その一部に、オルドナンス（委任立法）による債務法の改正を目指す授權法律（loi d'habilitation）を含んでいた⁵⁶⁾。同法案は、国民議会は通過したものの、オルドナンスによる債務法改正に対する元老院の反対が強く、審議が長期化した。両院間の協議が続けられたが、2015年1月、政府は、法案の成立を強行し、憲法45条4項に基づく国民議会の採決のみをもって授權法律を成立させた⁵⁷⁾。法案は、元老院議員により即時に憲法院に提訴されたが、合憲判決が下され⁵⁸⁾、現在は、成立へ向けた調整作業が進められている⁵⁹⁾。

4. おわりに

授權法律の可決後、司法省は、同省のウェブサイト上で仮案を公表し⁶⁰⁾、意見公募を実施している（2015年4月現在）。断定はできないが、オルドナンスが法改正の手段として選択されたことにより政府主導の案が成立する見通しが高まり、改正債務法の輪郭がよりはっきりと捉えられるようになったことは確かであろう。実際、授權法律可決後に開催されたシンポジウムや公表された論稿では、仮案の具体的内容に踏み込んだ検討が行われている。

これらの議論を通じて改正債務法がフランス実定法に及ぼす影響を内在的に検討することは、もとより重要である。しかし、本稿の視角、すなわちヨーロッパ法との関係においてフランス法を捉える観点からは、改正後のフランス民法典が今後の私法統一の流れのなかで占める位置に注目すべきであることを強調しておきたい。今回の改正により債務法が現代化されれば、民法典と消費法典を並立させるフランス法は、消費者法のルールを民法典に取り込んだドイツ法に対する、もう一つの有力な対抗モデルとして浮上する可能性があるからである。もっとも、この法モデルの競争⁶¹⁾のなかでフランス法がどの程度存在感を示すことが

できるかは現時点では未知数であり、行方のさらなる観察が求められよう。

注

- 1) 「ヨーロッパ私法 Droit privé européen, European private law, Europäisches Privatrecht」という言葉は、この文脈においては、「一般契約法」を指す概念として用いられている。
- 2) 以下、マーストリヒト条約以前の欧州共同体を含む意味で、「欧州連合」または「EU」の語を用いる。
- 3) 法的根拠については、西谷祐子「ヨーロッパ法統一の中でのヨーロッパ契約法原則の意義と問題点」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展開と課題』（日本評論社、2008年〔初出2006年〕）278頁以下を参照。
- 4) その具体例については、マリーーローズ・マガア・イア（高嶋英弘訳）「消費者法に関するアキ・コミュニテール（共同体蓄積事項）—ヨーロッパ契約法に向けた準備作業とヨーロッパ消費者保護法の見直し作業との関係について」中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（2011年〔初出2009年〕）97頁以下を参照。
- 5) 直近（2000年以降）の消費者保護政策の展開については、鹿野菜穂子「EU 消費者法の展開」中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（2011年〔初出2010年〕）17頁以下を参照。
- 6) Proposal for a directive of European Parliament and of the Council on consumer rights, COM (2008) 614 final.
同提案は、指令間の不整合を解消するために、訪問販売指令（85/577/EEC）、不当条項指令（93/13/EEC）、通信取引指令（97/7/EC）、消費物品売買指令（99/44/EC）を改廃し、単一の包括的な指令に置き換えることを目指すものであった。この姿勢は、2011年に採択された消費者権利指令においても形式的には貫かれているが、立法過程において不当条項指令および消費物品売買指令に関する規定が削除された結果、提案に示されていたような実質的な包括性を備えるには至らなかった。
2008年指令提案の日本語訳として、村本武志「消費者の権利に関する EU 指令案」消費者法ニュース79号（2009年）302頁以下、右近潤一「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案（試訳）」京都学園法学2009年2・3号71頁以下がある。同「ヨーロッパ私法の新たな動向—消費者の権利に関する指令提案について」中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（2011年〔初出2009年〕）97頁以下が、同提案の概要を紹介している。
また、2011年指令の日本語訳として、寺川永＝馬場圭太＝原田昌和「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関西大学法学論

集62巻3号(2012年)436頁以下がある。

- 7) 完全平準化については、ミヒヤエル・シュテルナー(原田昌和訳)「完全平準化のコンセプト—序論」立教法学81号(2011年)1頁以下、および、ノルベルト・ライヒ(寺川永訳)「ヨーロッパ契約法の平準化—特に消費者法に重点を置いて(下)」現代消費者法12号(2011年)87頁以下を参照。
- 8) ECJ 25 April 2002, Case C-52/00 *Commission v France* [2002] ECR I-3827 paragraph 24; ECJ 25 April 2002, Case C-154/00 *Commission v Greece* [2002] ECR I-3879 paragraph 20; ECJ 10 January 2006, Case C-402/03 *Skov v Bilka* [2006] ECR I-199 paragraph 23.
あわせて、馬場圭太「EU指令とフランス民法典—消費動産売買指令の国内法化をめぐる動向」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展開と課題』(2008年〔初出2005年〕)436頁注71を参照。
- 9) ただし、消費者権利指令では完全平準化アプローチが貫徹されておらず、例外が設定されている(同指令4条ただし書)。
- 10) Green Paper on the Review of the Consumer Aquis, COM (2006) 744 final.
- 11) *Supra* note 10, nos 4 and 5.
- 12) 例えば、J. Rochfeld, Les ambiguïtés des directives d'harmonisation totale: la nouvelle répartition des compétences communautaire et interne, D 2009, p. 2047; L'état des lieux des discussions relatives à la proposition de directive-cadre sur les droits du consommateur du 8 octobre 2008, RDC 2009, p.981; S. Whittaker, Clauses abusives et garanties des consommateurs: la proposition de directive relative aux droits des consommateurs et la portée de l'« harmonisation complète », D 2009, p.1152; 右近潤一「ラインハルト・ツィンマーマン教授へのインタビュー」中田邦博=鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(2011年)432頁以下など。
- 13) 直近の指令である2011年消費者権利指令も、消費に関する2014年3月17日の法律第344号(いわゆるアモン法)によってすでに国内法化されている。
- 14) 1985年の訪問販売指令は、この理由により、明確な国内法化措置が講じられなかった。
- 15) 例えば、製造物責任に関する民法典旧1386条の2(指令9条が定める免責額の採用を排除した規定)、旧1386条の12第2項(事業者が開発危険の抗弁を援用するための要件として、適切な措置を講ずる義務を事業者課した規定)が、これにあたる。
- 16) 前掲注8で引用する判決。
- 17) ドイツ債務法現代化法の起草過程および内容について論ずるものとして、岡孝編『契約法における現代化の課題』(法政大学出版局、2002年)、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(信山社、2003年)、その概要を示すものとして、マンフレッド・レービッシュ(出口雅久・本間学訳)「ドイツにおける新債務

法」立命館法学312号(2007年)191頁以下、改正後の理論および実務の状況を伝える資料として、中田邦博=寺川永=右近潤一=カライスコス・アントニオス「ドイツ債務法現代化の経験(1)(2・完)」関西大学法学論集64巻5号(2015年)381頁以下、6号258頁以下がある。

- 18) 同指令の国内法化の経緯については、馬場・前掲注8論文で詳しく論じている。
- 19) 後掲注25を参照。
- 20) 例えば、西賢『比較法の課題』(晃洋書房、1972年)13頁以下を参照。
- 21) ヨーロッパ私法の動向を紹介、検討する文献として、北居功「EU契約法」庄司克宏編『EU法実務篇』(岩波書店、2008年)229頁以下、西谷・前掲注3論文、ジュディット・ロシュフェルド(馬場圭太訳)「ヨーロッパ契約法の構築とフランス法改正案への影響」民商法雑誌145巻6号(2012年)1頁以下、中田邦博「ヨーロッパ(EU)私法の平準化—ヨーロッパ民法典の可能性」岩谷十郎ほか編『法典とは何か』(慶応義塾大学出版会、2014年)191頁以下、小塚莊一郎「法の統一と『国民国家の法』—ヨーロッパ私法が私法統一に対して提起する問題」落合誠一古稀『商事法の新しい礎石』(有斐閣、2014年)499頁以下などがある。
- 22) O. Lando, E. Clive, A. Prüm and R. Zimmerman, Principles of European Contract Law, Kluwer Law International, vols. I - II 2003. 日本語訳として、潮見佳男ほか監訳『ヨーロッパ契約法原則I・II』(法律文化社、2006年)、および、同監訳『ヨーロッパ契約法原則III』(法律文化社、2008年)がある。その概要については、西谷・前掲注3論文273頁以下が的確にまとめている。
- 23) Resolution A2-157/89, OJ C158, p.400; Resolution A3-0329/94, OJ C205, p. 518; Resolution B5-0228, 0229-0230/2000, OJ C377, p.323.
- 24) Tampere European Council 15 and 16 October 1999 - Presidency Conclusions, n° 39.
- 25) Communication from the Commission to the Council and European Parliament on European Contract Law, COM (2001) 398 final.
- 26) フランスにおける反応については、馬場圭太「ヨーロッパ契約法原則とフランス法」『ヨーロッパ私法の展開と課題』(2008年〔初出2006年〕)326頁以下、イヴ・ルケット(馬場圭太訳)「我々はヨーロッパ民法典へと向かうべきか」『ヨーロッパ私法の展開と課題』(2008年〔初出2005年〕)141頁以下、大久保泰甫「ヨーロッパ共通民法典をめぐる大論議—フランスを中心として・その1、その2」南山大学ヨーロッパ研究センター報11号(2005年)1頁以下、12号(2006年)51頁以下を参照。
- 27) 2001年以前は、ヨーロッパ契約法に好意的な論稿が目立つ。これに対し、2001年以降は、好意的な反応から厳しい批判を加えるものまで、幅広い見解が

表明された。

2001年以前の文献として、D. Tallon, *Vers un droit européen du contrat ?*, in *Mélanges Colomer, Litec*, 1993, p.485; *Les principes pour le droit européen du contrat*, Defrénois 2000, p.683; Ch. Jamin, *Un droit européen des contrats ?*, in *Le droit privé européen*, Economica, 1998, p.40; Cl. Witz, *Plaidoyer pour un Code européen des obligations*, D 2000, p.79.

2001年以降の文献として、B. Fauvarque-Cosson, *Faut-il un Code civil européen ?*, RTD civ. 2002, p.463; J. Huet, *Nous faut-il un « euro » droit civil ?*, D 2002, p.2611; Ph. Malaurie, *Le code civil européen des obligations et des contrats, une question toujours ouverte*, JCP 2002, I, p.110; Ph. Malinvaud, *Réponse - hors délai - à la Commission européenne: à propos d'un Code européen des contrats*, D 2002, p.2542; V. Heuzé, *A propos d'une initiative européenne en matière de droit des contrats*, JCP 2002, I, p.152; G. Cornu, *Un code civil n'est pas un instrument communautaire*, D 2002, p.351; Y. Lequette, *Quelques remarques à propos du projet de Code civil européen de M. von Bar*, D 2002, p.2202; *Vers un Code civil européen ?*, Pouvoirs 2003, no107, p.97; D. Mazeaud, *Faut-il avoir peur du droit européen ?*, in *Mélanges Blanc-Jouvan, SLC*, 2005, p.309; C. Prieto, *Un Code civil européen: de l'utopie à la prospective juridique*, LPA 2004, no92, p.19. とりわけ、コルニユ教授およびルケット教授の論稿は、フランスの大学関係者による、ヨーロッパ契約法に対する厳しい反対意見を代表するものとしてしばしば引用された。

- 28) Communication from the Commission to the European Parliament and the Council - A more coherent European Contract Law - An Action Plan, 2003/C63/01.
- 29) Ch. von Bar, Eric Clive, and Hans Schulte-Nölke et al. (eds), *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law - Draft Common Frame of Reference (DCFR)*, Outline Edition, sellier, 2009. その日本語訳として、窪田充見ほか監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則：共通参照枠草案 (DCFR)』（法律文化社、2013年）がある。
- 30) Ch. von Bar and Eric Clive (eds), *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law - Draft Common Frame of Reference (DCFR)* Full Edition, 6 volumes, sellier, 2010.
- 31) Jürgen Basedow, John Birds, Malcolm A. Clarke et al. (eds), *Principles of European Insurance Contract Law (PEICL)*, sellier, 2009. その日本語訳として、小塚莊一郎ほか訳『ヨーロッパ保険契約法原則』（損害保険事業総合研究所、2011年）がある。概要については、小塚莊一郎「ヨーロッパ保険契約法原則 (PEICL) の日本にとっての意味」損害保険研究72巻3号（2010年）1頁以下を参照。

32) その成果として、Association Henri Capitant des Amis de la Culture Juridique Française et Société de Législation Comparée, *Projet de cadre commun de référence - Principes contractuels communs*, SLC, 2008; *Projet de cadre commun de référence - Terminologie contractuelle commune*, SLC, 2008 がまとめられている。また、その英語版として、European Contract Law - Materials for a Common Frame of Reference: Terminology, Guiding Principles, Model Rules, sellier, 2008 がある。

- 33) 共通参照枠草案に対する批判については、中田・前掲注21論文203-204頁を参照。
- 34) ロシュフェルド・前掲注21論文10-11頁。
- 35) Green paper from the Commission on policy options for progress towards a European Contract Law for consumers and businesses, COM(2010)348 final.
- 36) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law, COM(2011) 635 final.

日本語訳として、内田貴（監訳）＝石川博康＝石田京子＝大澤彩＝角田美穂子訳『共通欧州売買法（草案）—共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』（商事法務、2012年）などがある。同規則提案を分析する論稿として、シュテファン・ヴルブカ「ヨーロッパ共通売買法規則提案—消費者保護のための正しい方向性か（一）（二・完）」民商法雑誌146巻4・5号（2012年）367頁以下、146巻6号491頁以下、古谷貴之「ヨーロッパ共通売買法規則提案における追完制度について：紹介と批判的検討」産大法学48巻3・4号（2015年）696頁以下が、フランス法からの分析として、アンヌ＝ソフィ・ショネ＝グリマルディ（齋藤哲志訳）「ヨーロッパ共通売買法」新世代法政策学研究18巻（2012年）229頁以下がある。

- 37) 2015年3月12日に実施したインタビューにおいて、クリスティアン・トゥィグーフレスナー教授（イングランド・ハル大学）からその旨の情報を得た。
- 38) 担保法改正は、後述する債務法改正と同時に検討が開始されたが、債務法に先駆けて実現した。担保法改正の詳細については、山野目章夫「2006年フランス担保法改正の概要—企画の趣旨及び今般改正の評価」ジュリスト1335号（2007年）32頁以下、平野裕之＝片山直也訳「フランス担保法改正オールドナンス（担保に関する2006年3月23日のオールドナンス2006-346号）による民法典等の改正及びその報告書」慶應法学8号（2007年）163頁以下を参照。
- 39) 同改正については、金子敬明「フランス信託法の制定について」千葉大学法経論集22巻1号（2007年）174頁以下、藤澤治奈「信託—信託を制度化する2007年2月10日の法律第211号」日仏法学25号（2009年）134頁以下を参照。
- 40) 時効法は、後述する債務法改正案の対象に含まれていたが、そこから切り離されて、先行して改正が

実現した。同改正については、金山直樹＝香川崇「フランスの新時効法—混沌からの脱却の試み」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、2008年）165頁以下を参照。

- 41) Hugues Périnet-Marquet (dir.), Propositions de l'Association Henri Capitant pour une réforme du droit des biens, Litec, 2009.

2006年に設置された物権法改正検討委員会（委員長：ユーグ・ペリネ＝マルケ教授）によってまとめられた。同提案を含む物権法改正の動向については、フランス物権法研究会『フランス物権法改正の動向』民商法雑誌141巻1号（2009年）134頁以下が詳論している。

- 42) 契約各則部分の改正提案については、ジェローム・ユエ教授が主宰するワーキンググループが立ち上げられており、現在、作業が進められている。
- 43) P. Catala (dir.), Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, la Documentation française, 2006.
- 44) 同委員会は、当初は私的なものとして立ち上げられたが、のちに政府により公式の委員会として追認された。
- 45) 同草案は、現行フランス法との連続性を重視した内容となっているが、ヨーロッパ契約法をはじめとした契約モデルあるいは他国の契約法を積極的に参照したとされる（P. Catala, *supra* note43, p.11）。カタラ草案の起草に至る経緯については、金山直樹「フランス民法典改正の動向」石井三記編『コード・シヴィルの200年』（創文社、2007年）289頁以下を参照。
- 46) 同委員会の構成員は、最初の提案から最後の提案までのあいだに大きく入れ替わっている。
- 47) François Terré (dir.), Pour une réforme du droit des contrats, Dalloz, 2008.
- テレ委員会の契約法改正提案は、カタラ草案よりもヨーロッパ契約法に接近したものとなっている。例えば、コーズ (cause) 概念の廃止、目的 (objet) 概念の修正、公序良俗 (ordre public et bonne mœurs) や基本権 (libertés et droits fondamentaux) 概念の導入などが特徴として挙げられる。
- 48) François Terré (dir.), Pour une réforme du droit de la responsabilité civile, Dalloz, 2011.
- 49) François Terré, Pour une réforme du régime général des obligation - Les autres sources des obligations, Le régime général des obligations, La preuve des obligations, Dalloz, 2013.
- 50) 司法省草案の内容を紹介、検討する論稿として、例えば、S. Amrani-Mekki et B. Fauvarque-Cosson, Droit des contrats septembre 2007 - septembre 2008, D. 2008, no.42, p.2965; Droit des contrats octobre 2008 - décembre 2009, D. 2010, no.4, p.224; J. Ghestin, Droit des contrats, JCP 2009. I. 138; La réforme du droit français des contrats en droit positif, RDC 2009/1, p. 265 et s. がある。

また、カタラ草案、テレ提案、司法省草案の内容を比較検討する日本語文献として、ロシュフェルド・前掲注21論文のほか、荻野奈緒「フランス契約法改正諸草案にみる『契約責任』の一断面」同志社法学62巻6号（2011年）517頁以下、白石友行『契約不履行法の理論』（信山社、2013年）732頁以下などを参照。

- 51) 司法省草案の非公開性は、起草の当初から一貫していたといえる。
- 52) Projet de réforme du régime des obligations et de quasi contrats. http://www.textes.justice.gouv.fr/art_pix/avant_projet_regime_obligations.pdf
- 53) Note de présentation du projet de réforme du régime des obligations et des quasi-contrats. http://www.textes.justice.gouv.fr/art_pix/note_presentation_projet_regime_obligations.pdf
- 54) ロラン・ルヴヌール教授は、2010年の時点で、債務法改正へ向けた政府の政治的意思が欠けていると指摘していた（ロラン・ルヴヌール（幡野弘樹訳）「現代フランスにおける民法の法典化および再法典化—国会、執行府および大学教授の役割」ジュリスト1426号（2011年）92頁）。
- 55) Projet de loi relatif à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures (JUSX1326670L).
- 56) 債務法改正案の内容は、法案提出直前の日付（2013年10月23日）が付された司法省内部文書「債務法改正準備草案 Avant-projet de réforme du droit des obligations」のPDFファイルがメディアのウェブサイト（*Les Echos* 紙の2014年1月15日付記事）を通じて配付されたことにより、事実上公のものとなった。 http://www.lesechos.fr/15/01/2014/lesechos.fr/0203242436733_document-avant-projet-de-reforme-du-droit-des-contrats.htm
- 57) Texte adopté n° 467, Assemblée nationale, 28 janvier 2015.

政府は、債務法改正の早期実現を目指してオルドナンスを用いたが、根拠規定となる憲法典38条の解釈として、オルドナンスによって債務法を改正することができるか否かについては見解が分かれうところであり、学説の関心を集めている（例えば、Pascale Deumier, Le code civil, la loi et l'ordonnance, RTD civ., 2014, p.599 et s. を参照）。

- 58) Décision n° 2015-710 DC du 12 février 2015.
- 59) 司法省が2015年2月25日に発表したコミュニケーション (cf. Contrats, conc. consom. 2014, alerte 35.) によれば、以下の工程が予定されている。
- 2015年
- 3-4月：インターネット上の意見公募および関係機関、団体等への意見聴取
- 5-7月：公募または聴取した意見の分析、案の検討、各省間の調整

9-12月：国務院における審査

2015年末-2016年頭：閣議への提出、公布

2016年上半年終了まで：追認法律案の提出

60) http://www.justice.gouv.fr/publication/j21_projet_ord_reforme_contrats_2015.pdf

オルドナンス仮案の内容は、基本的に2013年の債務法改正準備草案（前掲注56）を踏襲したものとなっており、一部の規定に文言の変更が見られるほか、契約責任に関する諸規定が新たに追加されている。

61) 法モデルの競争は、準拠法の選択と重ね合わせて論じられることがある。しかし、当事者が準拠法を選択する際には、ある法の内容が優れているか否かよりも、それ以外の要素が決定的役割を果たすことがしばしばあるともいわれる。法モデルの競争は、それよりもむしろ、優れた法モデルの確立を目指して競争することを通じて、全体的な質の向上に寄与することに、より大きな意義があるように思われる。